

速報！ユウワ通信

平成 28 年度税制改正大綱

政府は 12 月 16 日に平成 28 年度税制改正大綱を正式決定しました。今回は主な改正点をお伝え致します。

個人所得課税

(1) 空き家にかかる譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であって、当該相続開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る）及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に譲渡（当該相続の時から当該相続の開始があった日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限る）をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除を適用することができる。

(2) 住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設

個人が、その者の所有する居住用の家屋について三世帯同居改修工事をして、当該居住用の家屋を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間にその者の居住の用に供した場合、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象に追加し、その三世帯同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250 万円を限度）の 10%に相当する金額をその年分の所得税から控除する。

(3) セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）の創設

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、一定のスイッチ OTC 医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（その超える部分が 8 万 8 千円を超える場合には、8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。

※スイッチ OTC 医薬品とは、要指導医薬品及び一般

用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のもの

を除く）をいう。

本特例の適用を受ける場合には現行の医療費控除の適用を受けることができない。

(4) 通勤手当の非課税限度額を月額 15 万円（現行：10 万円）に引き上げる。

法人課税

(1) 法人税率の引き下げ

法人税の税率（現行：23.9%）について、次の通り、段階的に引き下げる。

- 平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について 23.4%とする。
- 平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について 23.2%とする。

(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方再生法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、地方再生法の改正法の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地方再生法の認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金を支出した場合には、その支出した寄附金の額の合計の 20%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額とその支出した寄附金の額の合計額の 10%とのいずれか少ない金額の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は当期の法人税額の 5%を上限とする。

(3) 生産性向上設備投資促進税制の見直し

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税制控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は、適用期限をもって廃止することとし、関係規定を削除する。（所得税についても同様とする。）

(4) 減価償却制度の見直し

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をする建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却の方法について、定率法を廃止し、これらの資産の償却の方法を次の通りにする。

資産の区分	償却方法
建物附属設備及び構築物	定額法
鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備及び構築物に限る）	定額法又は生産高比例法

(5) 交際費等の損金不算入制度の延長

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

消費課税

(1) 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度を、平成29年の4月1日から導入する。あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を平成33年4月1日から導入する。それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。

(2) 軽減税率対象品目及び税率

軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等は次の通りとし、軽減税率は6.24%(地方消費税と合わせて8%)とする。

- ① 飲食料品の譲渡[食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)の譲渡をいい、外食サービスを除く]
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

(3) 車体課税の見直し

自動車取得税は、平成29年3月31日をもって廃止する。同日までの自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。

資産課税

(1) 登録免許税制度の特例の延長

- ① 被災中小企業者の事業活動の活性化を図るため、株式会社商工組合中央金庫が行う被災中小企業者への貸し付けに係る担保として抵当権等の設定登記を行う際の登録免許税の軽減措置について、適用期限を平成33年3月31日まで延長する。
不動産の抵当権の設定の登記又は登録
(本則1,000分の4)
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで1,000分の2
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで1,000分の3
- ② 特定創業支援事業による支援を受けて行う株式会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。
適用対象に次に掲げる会社の設立の登記を加え、当該登記に対する登録免許税の税率をそれぞれ次のとおり軽減する。

○合同会社 1,000分の3.5(最低税額3万円)
(本則:1,000分の7(最低税額6万円))

○合名会社又は合資会社 1件につき3万円

(本則:1件につき6万円)

(2) 生産性向上設備の固定資産税についての措置

中小企業が生産性向上に関する法律(仮称)の制定を前提に、中小企業者等が同法の施行の日から平成31年3月31日までの間において、同法に規定する認定生産性向上計画(仮称)に記載された生産性向上設備(仮称)のうち一定の機械及び装置の取得をした場合には当該機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる。

納税環境整備

(1) クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続きについて、国税を納付しようとする者がクレジットカードに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとする。

注)上記の改正は、平成29年1月4日以後に国税の納付を委託する場合について適用する。

(2) 加算税制度の見直し

調査を行う旨、調査対象税目及び調査対象期間の通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合(現行:0%)については5%(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行:5%)については10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%)とする。

(3) マイナンバー記載の対象書類の見直し

提出者等の個人番号(マイナンバー)を記載しなければならないこととされている税務関係書類(申告書及び調書等を除く)のうち、次に掲げる書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。

- ① 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類
- ② 税務署長等には提出されない書類であつて提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であつても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類

◆ 年末年始の営業についてのお知らせ ◆

誠に勝手ではございますが、弊社は12月29日から1月3日まで休業とさせていただきます。ご迷惑をおかけ致しますが、どうぞ宜しくお願い致します。

【西 貴史】